

(仮称) 多摩市文化芸術振興計画 (原案) 概要版

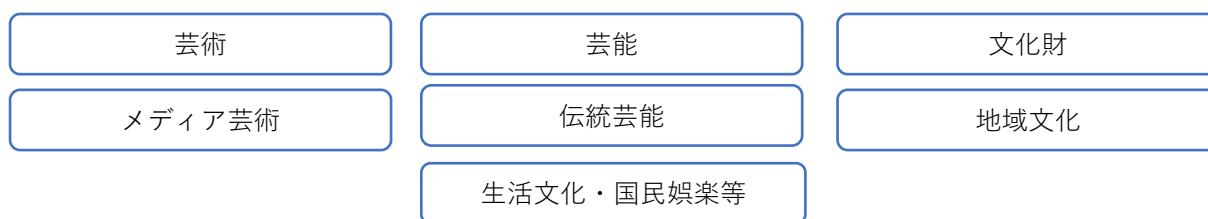
1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の目的

「多摩市みんなの文化芸術条例（令和３年）」（以下、「条例」という）に基づき、文化芸術ビジョンの目指す姿「多様な文化芸術に日常的に親しむくらしが、街全体に広がっている」を実現するため、文化芸術の振興に関する施策を推進する計画を策定します。

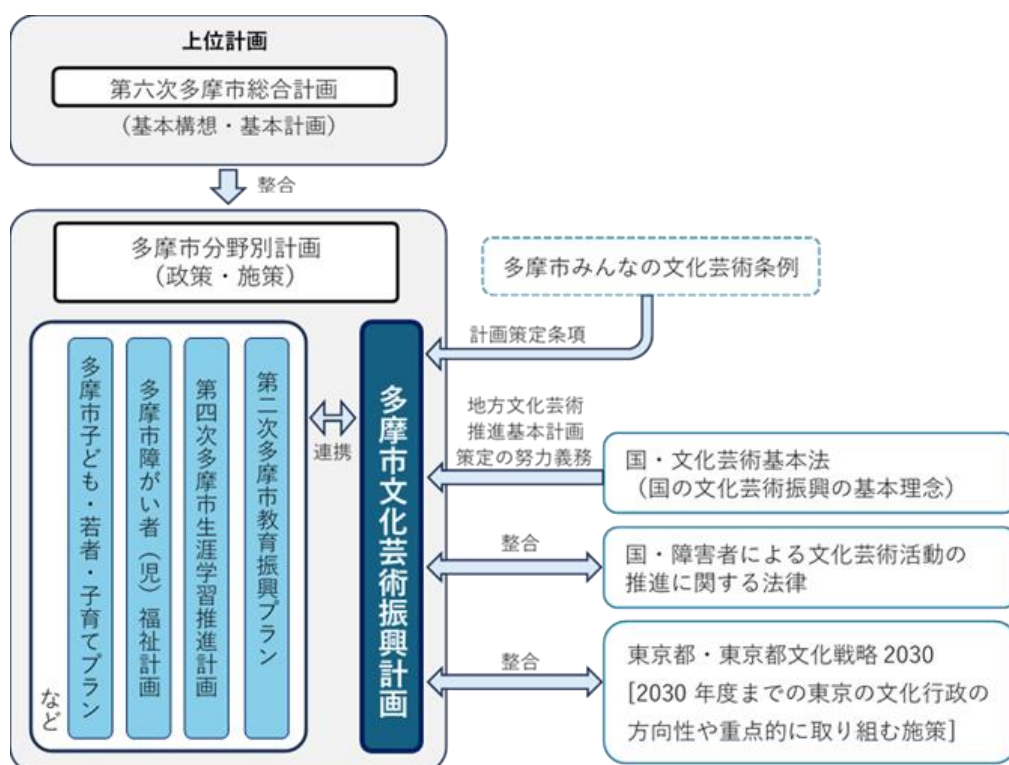
(2) 計画における文化芸術の範囲

本計画における文化芸術の範囲は、「文化芸術基本法」に例示された以下の内容を基本としながら、みどりやイルミネーション等の特徴ある「まちの景観」といった本市固有の文化や、今後新たに生まれる文化芸術の表現等についても含めるものとします。



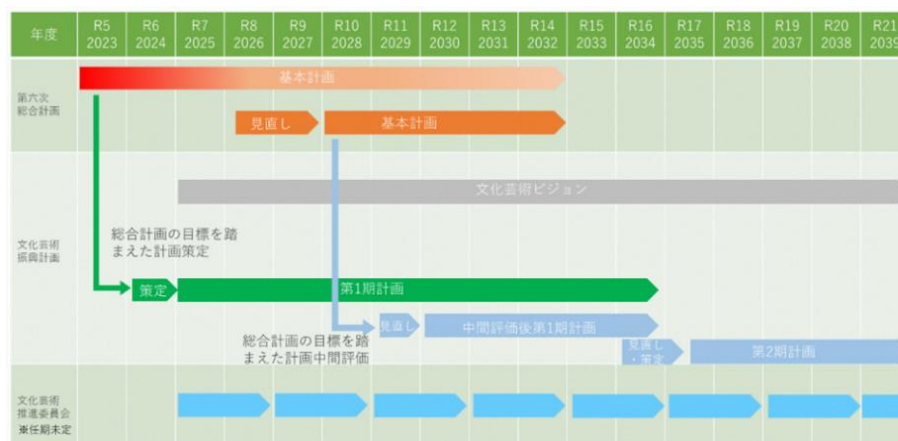
(3) 計画の位置付け

本計画は、「文化芸術基本法」第七条の二第１項、令和３年９月制定の「多摩市みんなの文化芸術条例」第８条に基づくとともに、「第六次多摩市総合計画」における文化芸術分野を推進するためのものです。また、本計画は、関連する計画と整合・連携を図ります。



(4) 計画期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度～令和16（2034）年度までの10年間とします。社会・経済状況の変化や上位計画である「第六次多摩市総合計画」との整合などを踏まえ、必要に応じて、計画期間内での見直しを行います。



(5) 現状と課題

計画策定にあたって、文化芸術を取り巻く状況等の確認のほか、市民アンケートや高校生ヒアリング、団体ヒアリングを行い、現状と課題の把握を行いました。その上で、主な課題を以下の通り整理し、次ページの施策体系を組み立てました。

- 身近な場所でいつでも多様な文化芸術に気軽に触れられる機会の創出
- 文化芸術鑑賞機会等について市民に届くような情報発信の工夫
- 若いアーティストや担い手育成に向けた施策の実施
- 子どもが学校や地域の文化施設で文化芸術に触れる機会の充実
- 文化芸術を通して多様な世代が関わることのできる取組の実施
- 市内の多様な施設、空間の活用に向けた環境整備
- 文化芸術活動に関する情報の集約や活動の橋渡しをする中間支援機能の強化
- 地域文化の継承

2 計画の全体像

文化芸術ビジョン

【多様な文化芸術に日常的に親しむくらしが、街全体に広がっている】

親しみ楽しむ

触れる

つながり交流する

機会がある

施策

A 誰もが多様な文化芸術に触れられる環境の創出

B 市民の豊かな創造・表現活動の支援

C 子どもが文化芸術に触れ、体験する機会の拡充

D 多様な主体や他の分野のつながりの推進

取組

- ・ まちなかで文化芸術に触れ、楽しむ機会の充実
- ・ 誰もが文化芸術に触れられる支援
- ・ 魅力的な文化観光資源の活用
- ・ 文化・歴史学習の推進
- ・ 文化芸術に関する情報の集約と発信

取組

- ・ 文化芸術を創造・表現できる場の提供
- ・ 文化芸術活動に参加、体験する機会の提供
- ・ 多様な空間を活用した文化芸術活動の充実に向けた情報発信
- ・ アーティスト、クリエイター等の活動の支援

取組

- ・ 乳幼児に向けた文化芸術の体験機会の拡充
- ・ 児童生徒に向けた文化芸術の鑑賞および体験事業の拡充
- ・ 子どもに向けた文化芸術の参加・発表機会の拡充
- ・ 子どもの文化芸術活動を支える人材の確保

取組

- ・ 文化芸術関係団体の交流の促進
- ・ 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野との連携の推進
- ・ 文化芸術を通じた中高大学生と地域の交流の促進

※太字下線は、重点取組

推進体制

(庁内、外部評価委員)

中間支援機能の強化

重点

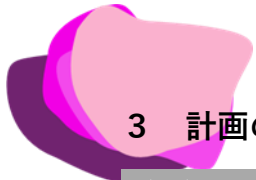
(既存主体のつながりづくりや支援、多摩市らしい中間支援のあり方の検討・創出など)

計画の推進に向けた連携

(多摩市文化振興財団、多様な主体)

重点取組について

計画推進にあたり、特に注力し、進捗の確認と評価を重点的に行う取組を5つ選定し、計画の見直しのタイミングにおいて、再度見直しを行い選定します。なお、重点取組の進捗確認や評価の具体的な手法については、文化芸術推進委員会において協議の上、定めます。



3 計画の推進に向けて

(1) 推進体制

本計画の推進に当たっては、文化芸術の振興が市民の生活の充実や質の向上、地域の活性化等に資するものであることを認識し、文化芸術の範囲を広く捉え、総合的に文化芸術施策を推進するため、庁内における関係部署との連携・協力をしながら取組を進めていきます。

また、評価指標に基づく定量的な進捗の把握のほか、定性的な評価を行う多摩市文化芸術推進委員会を令和7年度に設置する予定です。委員会は、多摩市の文化芸術活動の知見又は経験を有する市民、文化芸術の専門家（学識経験者）を必須とし、必要に応じて他の委員をもって構成します。

(2) 計画の推進に向けた連携

計画の推進にあたって、市は、多摩市文化振興財団（以下、「財団」という）や、アーティスト・市民文化団体・NPO等の多様な主体と連携・協働して取り組むことで、文化芸術施策の充実につなげていきます。地域全体で文化芸術を支えるためには、公民館等の社会教育施設や大学、地域、企業と財団との連携が欠かせません。また、地域イベント等に市民団体や地域のアーティストが活動機会を広げるため、財団がコーディネート機能を担い、鑑賞者と担い手を繋ぐ、中間支援の取組も求められます。さらに、様々な理由で文化芸術にアクセスしにくい市民が文化芸術に触れ心豊かな生活を送れるよう支援することも、財団に求められる大切な役割です。市と財団が一体となり、多様な主体と連携し、それぞれの強みを生かしながら計画を遂行することで、地域の文化活動をさらに活性化させていきます。

(3) 中間支援機能の強化

多様な主体の連携を促進するため、文化芸術活動を行う人々とそれを支える市民や組織、行政をつなぐ中間支援機能を持つ団体を支援し、文化芸術活動の発展を支える基盤を整備していきます。中間支援機能の強化にあたっては、支援者や担い手となる人材の掘り起こしや、中間支援機能を有する既存団体の伴走型支援等について調査・研究するとともに、関係団体等との協議の上、具体的な取組を進めます。また、若者の文化芸術活動の場を充実させることにも焦点を当てて検討を進め、計画の中間見直し時期における具体的な支援検討を着実に進めることとします。

(4) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAのマネジメントサイクルに則し、行政評価の手法をもって行うこととします。施策ごとの指標や重点取組の指標については、庁内委員会や多摩市文化芸術推進委員会で協議の上、設定し、それらに基づいた評価検証サイクルを実施します。